

○経済産業省告示第十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和七年二月十日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の</p>	<p>輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の</p>

いずれかに該当するものとする。

一〇三十二 (略)

三十三 二― (二H―一・二・三―ベンゾト

リアゾール―ニール)―四・六―ジータ

―シヤリ―ペンチルフエノール (別名UV

―三二八)

三十四 一・一・一―トリクロロ―二・二―

ビス (メトキシフェニル) エタン (別名メ

トキシクロル)

三十五 一・二・三・四・七・八・九・十・

十三・十三・十四・十四―ドデカクロロ―

一・四・四 a・五・六・六 a・七・十・十

a・十一・十二・十二 a―ドデカヒドロ―

いずれかに該当するものとする。

一〇三十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>一・四・七・十一ジメタノジベンゾ「a・e」 「八」アンヌレン（別名デクロランプ ラス）</p>	<p>三十三 （略）</p>
<p>三十六 （略）</p>	

附 則

この告示は、令和七年二月十八日から施行する。